



復興副大臣 衆議院議員 かんげ一郎 NEWS

号外 令和2年7月3日発行
かんげ一郎公式HP <https://kanke-ichiro.jp>
発行者 菅家一郎連合後援会/会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F TEL0242-27-9439

ごあいさつ

去る5月25日に全国で非常事態宣言が解除されました。第2波、第3波の感染拡大も懸念されますが、今日の収束状況に至るまでの国民の皆様のご理解・ご協力に対しては、本当に頭の下がる思いでいっぱいです。重ねて、心より感謝申し上げます。
感染予防に気を遣いながらも、日常生活も徐々にではありますが活発になってきたように感じます。一方で、経済活動においてはこれからが正念場だと考えています。様々な経済支援策も、コールセンターが繋がらない、手続きが複雑で時間が掛かるなどの課題を真摯に受け止め、改善に向け取り組んでおります。今年度の第一

次補正予算でカバーしきれなかった分野においては、今回の第二次補正で新しい制度の創設、既存制度の拡充等対応いたしました。前回のイチローニュースを見て、多くの方々から事務所にお問合せをいただき、ご指摘を受けた問題点を政府に対し提言もしました。皆様からのご意見を有り難く思います。
コロナ以前の生活を取り戻すべく、今後も危機感と責任感を持って取り組んで参ります。

復興副大臣 衆議院議員 菅家一郎

事業者向け支援

※詳細または、この他の福島県各市町村、民間金融機関独自の支援策は各窓口にお問い合わせください。

新規 給付(もらえる)

法人 歳上 **50万円×6ヶ月**
(例外:上限100万円×6ヶ月)

個人 歳上 **25万円×6ヶ月**
(例外:上限50万円×6ヶ月)

家賃支援給付金

【対象者】単月(1ヶ月)で売上が前年同月比50%以上減少、又は連続した複数月(3ヶ月)で売上が前年同月比30%以上減少した中堅・中小・小規模・個人事業主。

【給付額】**毎月の家賃の2/3を定率給付で年内6ヶ月分**

【例 外】複数店舗を所有する場合、家賃の月額総支払額が、法人で75万円、個人で37.5万円を超えた額の1/3を加え、法人100万円、個人50万円を上限に6ヶ月分を給付。

窓口/家賃支援給付金コールセンター
TEL0120-653-930

新規 給付(補助金:自己負担あり)

農林漁業者に最大150万円補助 経営継続補助金

【対象者】**個人・法人を問わず**、常時従業員数が20人以下の農林漁業者

【対象となる取り組み】農協・森林組合等の「経営支援機関」による計画作成・申請から実施までの支援を受け、以下の①~③のいずれかを含む経営の維持に向けた取り組みを支援

- ①国内外の販路の回復・開拓 ②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換 ③円滑な合意形成の促進

【助成額】経費の3/4を100万円を上限に補助

事業継続に関する業種別ガイドライン等に則した感染防止策の費用について50万円を上限に定額補助

※この事業は給付金ではなく、一定の行為に対して補助するものなので、自己負担が発生します。例えば、最大で150万の補助を受ける場合、約33万円の自己負担となります。

窓口/(-社)全国農業会議所 経営継続補助金 事務局
TEL03-6447-1253

支援機関
会津よつば農業協同組合 営農部 営農企画課 TEL0242-83-2449
夢みなみ農業協同組合 営農部 園芸課 TEL0248-22-5156
福島県農業経営相談所 TEL024-524-1201
福島県農林種苗農業協同組合 TEL024-523-5294

※支援機関は順次追加されます。

その他の活動

「Withコロナ・Afterコロナ 新たな国家ビジョンを考える議員連盟」発足

今回の新型コロナパンデミックにより、世界全体が変化する可能性があります。東京一極集中の是正も急務であり、日本も、今回の危機を山積した課題を解決するチャンスと捉え、危機に強く、持続可能な国づくりを実現するために医療・エネルギー・環境・経済など多面的側面から新たな国家ビジョンづくりが求められています。

官僚機構の中での積み重ねの政策決定ではなく、政治的視点から

大胆な発想で明るい日本の未来の実現を目指します。

今回、元文部科学大臣の下村博文先生を会長に議員連盟を立ち上げ、私は事務局長に就きました。また、議員連盟の中に様々な分科会を設け、その一つである「東京一極集中の是正に関する分科会」の座長も務めることになりました。地方創生とコロナ対策、首都直下地震を踏まえ提言をまとめて参ります。

新規 給付(もらえる)

新たな給付支援策(県より) 福島県感染症拡大防止協力金・支援金

【協力金対象者】県の要請や協力依頼に応じて、緊急事態措置の期間のうち、少なくとも4月28日(火)から5月6日(水)までの間、県内の施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じている事業者。

【支援金対象者】5月7日(木)以降も継続して休業要請等に応じて施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じ、事業再開に向けて感染防止の対策に取り組んでいる事業者。

【給付額】

協力金…**10万円**から**30万円**(県内の事業所を1か所賃借していれば20万円、複数箇所を賃借していれば30万円)

支援金…協力金に加えて**一律10万円**

【申請受付期限】**令和2年7月31日(金)まで**

居酒屋・飲食店等休止要請の対象外でも協力金・支援金の対象になる業種もあります。まずは窓口を確認を。

福島県感染症拡大防止給付金

【給付金対象者】

本年4月、又は5月の売上が前年同月比で50%以上減少し、国の「持続化給付金」の交付を受ける見込み、または受けた事業者。上記協力金・支援金との重複はできません。

【給付額】**一律10万円**

【申請受付期限】**令和2年9月30日(水)まで**

窓口/「福島県休業協力金・給付金」の専用相談窓口
TEL024-521-8575

この他に、各市町村で独自に給付支援策を行っている自治体もあります。各市町村にお問い合わせください。

前回ご案内した内容より、支援内容が拡充されました！

事業者向け支援

拡充

給付(もらえる)

給付対象を拡大！創業直後の事業者も対象に

持続化給付金

本年3月までに創業した事業者も対象に！

【対象者】本年1月から3月末までに創業し、任意の一月の収入が3月までの収入の平均よりも50%以上減少している事業者。

※確定申告の際に、主な収入を「雑所得」などとして計上していた個人事業主も対象となります。

創業特例

【対象者】2019年1月から12月までに創業した事業者で、2020年1月から12月の間で、事業者が選択した月の月間事業収入が、2019年の月平均の事業収入に比べ50%以上減少している事業者。

窓口／中小企業給付金相談窓口
TEL0570-783183

パソコンやスマホの操作が苦手な方へ
電子申請が難しい方へ **要予約**

持続化給付金「申請サポート会場」設置

会津会場：会津若松商工会議所 2F会議室 会場コード：0702

喜多方会場：喜多方シティホールアネックス(七福神ホール)1F

会場コード：0708

白河会場：新白信ビル 2F会議室B

会場コード：0705

【事前予約】①電話予約(自動ガイダンス)【24時間対応】

 **0120-835-130**

予約には会場コードが必要です。

②電話予約(オペレーター)【9:00~18:00】

TEL0570-077-866

拡充

給付(もらえる)

支給引き上げ、期間延長！

雇用調整助成金(新型コロナ特例措置)

【支給額】1日1人当たり8,330円→**上限15,000円に引き上げ**

【緊急対応期間】4月1日から6月30日→**9月末まで延長**

※これまでは、休業手当を実際に支払ってからでなければ支給申請できませんでしたが、給与明細の写しなど、休業手当の額が確定した書類があれば賃金支払日前でも申請できるようになりました。

窓口／ハローワーク

小学校休業等対応助成金

【支給額】日額8,330円→**15,000円に引き上げ**

小学校休業等対応支援金

【支給額】定額1日当たり4,100円→**7,500円に引き上げ**

【対象期間】助成金・支援金ともに、2月27日から6月30日→**9月末まで延長**

窓口／学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
TEL0120-60-3999

個人向け支援

新規

給付(もらえる)

労働者個人が直接請求・受給できる制度新設

新型コロナ対応休業支援金

【対象者】新型コロナの影響により事業主が休業させ、休業期間中に休業手当を受け取ることができなかった被保険者
※労働時間が週20時間未満で雇用保険に加入していないアルバイトなどの非正規労働者も対象

【給付額】休業前賃金の8割(月額上限33万円)を休業実績に応じて支給

【対象期間】4月1日から9月30日までの間の休業

※既に休業手当の支払いを受けている労働者は、休業給付金を申請できません

窓口／休業支援金・給付金コールセンター
TEL 0120-221-276

拡充

給付(もらえる)

失業手当給付日数を60日延長

雇用保険失業手当の拡充

失業手当の給付日数は、雇用保険の加入期間や年齢によって異なりますが、求職活動の長期化に対応し、失業手当の受給者について、給付日数が原則60日(被保険者であった期間が20年以上の方等は30日)延長

※**本人もしくは同居の家族が基礎疾患を有する等、感染拡大防止・重症化防止の観点等を理由に自己都合離職した方は、「特定理由離職者」として、失業手当の給付制限を受けないことになりました。**

既に給付制限期間中の方も、早い時期から給付が受けられる可能性があります。

窓口／ハローワーク

その他の活動

「復興庁設置法案」成立

6月5日、法律により設置期限が10年と限られていた復興庁の設置を、10年延長する「復興庁設置法案等の一部を改正する法律案」が採決され、賛成多数で可決・成立いたしました。この10年間の延長は、被災地域の厳しい状況を反映しているものであり、今後は、更にきめの細かい対応が求められます。また、来年度の新たな復興庁としての事業と予算の確保が重要な課題となります。

環境大臣政務官に就任した2年前から、現在は復興副大臣として福島県内はもとより岩手、宮城の被災地を回り、大勢の方々と意見交換をしてきました。着実に復興の歩みは前進しておりますが、震災から10年が経過し、地域が抱える課題も時の流れと共に変容しているのを感じます。今後も、被災地域の皆様に寄り添い、与えられた使命を責任を持って果たして参ります。

かんけ一郎

検索